

一関地区広域行政組合議会 請願審査特別委員会 記録

会議年月日	令和4年12月26日(月)			
会議時間	開会	午前10時30分	閉会	午後0時3分
場 所	全員協議会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲 二		副委員長 千葉 信 吉	
	委員 稲 葉 正	委員 千葉 栄 生	委員 岩 渕 典 仁	委員 齋 藤 禎 弘
	委員 菅 原 行 奈	委員 猪 股 晃	委員 那 須 勇	委員 岩 渕 優
	委員 門 馬 功	委員 佐々木 久 助	委員 千 田 良 一	委員 佐 藤 敬一郎
	委員 千 葉 大 作	委員 武 田 ユキ子		
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 真籠 光幸 委員			
事務局職員	八重樫事務局長、細川次長兼庶務係長、柝澤議事係長			
出席説明員	佐藤管理者、青木副管理者、石川副管理者、佐藤広域行政組合事務局長、吉田総務管理課長、菊池施設整備係長			
本日の会議に付した事件	請願審査 請願第1号『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書			
議事の経過	別紙のとおり			

一関地区広域行政組合議会 請願審査特別委員会記録

令和4年12月26日

(開会 午前10時30分)

委員長 : ただいまの出席委員は16名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。
真竈光幸委員より欠席の旨、届出がありました。
本日の案件は御案内のとおりです。
請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願書を議題とします。
お諮りいたします。
本日の委員会に説明員として管理者の出席を求めることにいたしたいと思えます。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。
議長を通じて、直ちに管理者の出席を求めることにいたします。
暫時休憩します。

(休憩 10:31~10:35)

委員長 : 再開します。
前回の委員会で、請願を採決するに当たり当局に確認したいことに限定して質疑を行うことにいたしました。
当特別委員会は請願審査のみを付託された委員会ですので、その点に留意されるとともに、管理者は午後、別用務がありますので、当局に対する質疑は正午までといたします。
それでは、当局に対する質疑を行います。
質疑のある方は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いいたします。
質疑の方はありますか。
菅原委員。

菅原委員 : 今日は本当に御苦労さまでございます。
それから、特に行政の説明会を誠意を持って開催していただけてきたことに関して、本当によかったと思えます。
ありがとうございます。

私はその説明会は、今回の6回行われたうち最後の小梨会場の1回しか行っていませんが、3月ぐらいまでに何回かその説明会には参加させていただいておりました。

その中で、私自身が持っている疑問というのは、専門家の方々がこの処分場の設置に関して専門的な見地から精査して決めてきたのだということだったのですが、私が持っている疑問は、その技術的、科学的な見地に関しては十分に説明がなされているというように私自身は捉えています。

ただ、社会学的なことだとか、あとは決定するに至る行政決定手法に関する疑問をずっと私は唱えてきたのではありますが、そのことについて御説明というか、御答弁もいただいております。

今までどおりのやり方ということをやっていると聞いていただいておりますが、なかなかその御答弁では私自身が少し納得がいきませんので、社会学的見地、また、行政の決定手法に関する見地のことに関して、どのように捉えているかも御説明いただきたいと思っております。

それから、細かいことになるのですが、300メートルという基準を設けたということなのですが、県立千厩高等学校からは400メートルぐらい離れているのですよね。

ただ、その300メートルという基準がどこから来たのかという疑問を、私の中ではそれが何で500メートル、何で1キロメートルという基準でなかったのかというところも疑問でございます。

その2点を質問させていただきたいと思っております。

お願いします。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : 大きく2点、お話しいただいたのかなと整理をいたしました。

一つは、前段の話は候補地を絞り込むに当たっての事柄、もう一つは具体的な事柄としての300メートルというような話、その300メートル、後段のほうについては、これまで説明してきたところではありますが、改めましてこれは事務局長のほうから後ほど申し上げます。

先に私のほうから前段のお話の部分で何点かお話をいたします。

まず、今、菅原委員のお話の中で、専門家が専門的な見地からというような御発言がありましたが、併せて社会学的な部分というお話がありましたけれども、お話しした専門家というのは、これは大きく2つの段階でやってきたのですが、一つは一関市、平泉町の全域から中間処理施設4か所、最終処分場の候補地が4か所、4か所、4か所を選定するのに大学の先生方ですとか、そのようないわゆる専門家の方々、その方たちがやってきたことを指しておられるのかなと思っておりますが、実際、その4か所、4か所という候補地を選定するのは確かに大学の先生方などでありませぬ。

大学の先生ではない方も入っていました。

その方たちが言うのは、確かにそれぞれの分野の専門家ではありますが、後段お話しその社会学的な見地というような要素も含めて判断をされております、4か所の選定に当たっては。

恐らく社会学的な見地というのは、例えば文教施設ですとか、そういったところからどのぐらい離すとか離さないとか、あるいは都市計画の区域がどうであるとか、そういったようなことを指しておられるのかと思いますが、それらも専門家の方たちが整備候補地選定委員会というものを組織して4か所、4か所の候補地を選定なさるプロセスの中での判断、選定要素であったというようなことがまずございます。

したがいまして、今お答えをした格好になりますけれども、社会的な事柄というのは、4か所、4か所を選ぶ際にも要素としてありましたし、4か所から一つを選ぶ際にも、いわゆる自然科学的などころもあれば社会科学的などころも両方あるというようなことであります。

それから、説明についての行政手法でありますとか絞り込むまでの進め方のお話でございますが、これもこれまでの組合議会の一般質問の中でも何度となくお話を頂戴してございますし、今年の9月定例会、その中でもお話がございましたが、いわゆる全くのゼロベースからどのような方法で決め方、選び方というものをやっていけばいいかと、そのようなことから整備候補地選定委員会というものを組織をして、そこには各分野の専門家の方たちをお願いをして、そこは2年ほどかけて4か所、4か所が出てきて、その会議録ですとか、あるいは資料などもホームページにも公開をしながらやってきて、4か所、4か所が選ばれた後には、それをそこからさらに1か所に絞り込まなくてははいけませんから、とにかく考え得るいろいろな項目を出して差をつけなくてははいけません。

ですので、どのような項目といったものがあるかというようなところをお話をするために、しからばどのような施設であれば一番、市民、町民にとっていいのかといったところを考えまして、考え方の部分から説明会を重ねてきました。

4か所、4か所が選ばれたということの説明をし、そこから4か所、4か所から1つに絞らなくてはいけないということの説明をし、しからば1か所に絞り込むためにはどういった考え方からアプローチしていけばいいかと、つまり、どういう施設を造れば一番いいかということの説明をし、どういう施設であればいいかということを具体的な事柄とするとなれば、このような評価項目が考えられるという説明をし、その評価項目でどうなのだと、こんな項目もあるのではないかというお話も説明会の中であつたので、そうした項目も追加をして、そこにとりあえず第一段階、いろいろなすぐに答えが出るような項目もございますので、あるいはかなり調べないと駄目な項目もございますので、すぐに分かるようなものについては数値でありますとか、あるいは丸とか三角とかバツとか、そのようなものでもって評価をし、それもまた一通り説明をして歩いて、また、残っている時間のかかった評価項目についても入れ込んで説明をし、さらにそれを通算をすると、その点数を足し算をしたり、丸の数を拾ったり、そうしたときにはどこがどういう順番になるかという説

明もし、それがやってきたお尋ねの行政手法であります。

したがいまして、先般の組合議会の中でも一般質問でございましたが、私どもとしては、きちんとしたことをきちんとやってきたつもりであるというようなことを申し上げたのはそうした経過からでありますし、さらに住民合意というお話をいただきましたけれども、一般質問の中で、その際にも住民合意を得るためにはそうしたような手続、そうしたような説明、そしてその説明に対する意見の集約、そうしたものを一つ一つ丁寧にやっていくことしかないというようなことを申し上げたことが質疑確認事項に対するお話であります。

それでは、300メートルの分について事務局長から申し上げます。

委員長：佐藤事務局長。

広域行政組合事務局長：私からは300メートルの考えについて説明をさせていただきます。

説明会でもお話をさせていただきましたが、最終処分場については距離に関する規制というものはございません。

ただ、静寂が必要とされる文教施設、厚生施設に隣接しない候補地を選定するために設けたものでございます。

この300メートルの考え方でございますが、これについては昭和35年の旧建設省の通達において、ごみ焼却場を都市計画決定する際の計画標準というものがありました。

この中でごみ焼却場の位置は、付近300メートル以内に学校、病院、住宅群、公園がないこととされておりまして、最終処分場はこの通達の対象ではございませんが、周辺の距離ということでこの考え方を取り入れて300メートルという基準にさせていただいたものでおりました。

以上です。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは2度目の質問なのですが、私は旧東山町の出身で、およそ50年前に東山町で都市計画が計画されたときに、やはりかなり多くの田んぼや畑、または自分の土地が行政に取られるわけなので、かなりの反対運動が起こったのです。

そのときに私は当時の担当者の方に聞きに行って、どのように解決していったのですかと聞いたら、もう本当に驚くべき、当時、自分ともう一人、亡くなられたのですが、その行政官と2人で、その当時の町長がまず80%以上の賛同を持って進めていこうということで1軒1軒、賛同の判こをもらうために2か月半、歩いたそうです。

その当時の80%という基準がその当時の町長の観念、個人的な一つの観念で80%以上という数値でもってしたということで、私はすごくあり得ないと思ったのですね。

今の行政の在り方、姿勢からはあり得ないと思ったのです、すごく感動しました。

それくらいの住民合意形成というものが本当に重きを持ってなされてきたところに私は生まれて育ったのですね。

それで、やはり住民合意形成というものの大切さというか、おろそかにできないというのが私の中になんか染みついている、やはり何か事柄を進めていくときには住民の合意がなければいけないというのが私の中に本当に信念としてあるのです。

そのことについて、どこまで信念を持ってされているのかというところを今日、お話を伺えたらと思います。

お願いします。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : まず、その都市計画の何かの決定行為をなさったというようなことを御紹介いただきました。

そのことの80%というものの評価でありますとか、あるいは1軒1軒というようなお話ですので、普通に都市計画というのは土地の利用規制を含むものでありますので、かなり対象エリア、はっきりとした、都市計画というのは場所を決めますので、その方たちとのものというのはそのとおりであります。

少し話は違いますが、圃場整備で同意率何%という、同じようなことなのだと思います。

今、住民合意に対する思いなり理念なりというお話でございましたが、なかなかそこが、これも同じように、かつての組合議会の一般質問の中でも何度かお話しただいて、そのときも対応しているのですけれども、住民合意と言ったときに、例えば菅原委員であれば、そこで言う住民というのはどこの住民のことを指しておられるのか、合意というのはどんな状態を言っておられるのか、そこが分からないと、菅原委員がおっしゃる住民合意というのはこういうものだったと、そこに対してどう考えているのというようなお話に対して、私とその住民合意という4文字の定義づけなりイメージなりがぴたりと合っていないと、イエスともノーとも何ともお答えがしようがないのですね。

ですので、まずはその辺のお話をいただければ、そうですねとか、そうではないですねという話になるかと思うのですけれども、そういったことが前提としてございます。

しかし、先ほどの質疑の中で、決定するまでの何かを合意するための行政の手法というようなお話でございました。

その中でも申し上げましたけれども、何かを決めるときには私どもとして案というものをまず御説明をして、それに対する質問や意見など様々なものを頂戴して、そこから一つずつ、上乘せをしていくということが欲しいのかなと思ってございます。

それがまさに住民合意という私がイメージする住民の合意というような言葉でありますけれども、進め方だと思っています。

私どもは、住民というのは一関市民であり、平泉町民、これが私どもの住民定義であります。

ただし、建設候補地とされるところの皆さん方にとっては、さらにやはり関心事

があります、不安なこともあるかと思しますので、そのような地域の皆さん方に対してはその説明会の会場であるとか、あるいはそこの方々がほかの方たちがいないところのほうが御意見や質問が言いやすいというようなこともあるかと思しますので、そうした方たちに対する配慮といたしますか、ですので、対象のお住まいのエリアを絞った別立ての説明会もさらにやったりとか、そうしたことも重ねてきました。

それがまさに住民と言われる方々、そうした地区を絞った形の住民、あるいは一関、平泉全域の住民に対しての説明の在り方だと思ってやってきた次第であります。

委員がイメージしておられる住民の合意にはびたっと沿った話ではないのかもしれませんが、そこはちょっと私も委員が思っておられる住民合意というものが分からないので、私なりのお話をさせていただきました。

委員長：菅原委員。

菅原委員：それでは、最後の質問でございます。

その住民合意なのですが、本当にこの1年間、私、住民合意ばかり言っていたような気がいたしますが、大切な概念で、この反対運動が起きて、そして署名が出されました。

平泉町民の方がそのうちの1,900人弱と聞いております。

その中で、木六、駒場、北ノ沢の住民の方々も200人から300人ぐらいの間の方がここには来てもらいたくないという署名をされているということです。

その中で、反対の意思表示がされたと同時に、それではここでよいという賛成の80%以上の判こをもらう必要は、そこまでの努力はなかなか、私もあり得ないというように捉えたわけですが、やはりそこで賛成の人の声が聞こえてこないというのもまたおかしい話だというようにも思っているのですね。

それで、そのことについて、やはり何か不十分さがあるのではないかというように、住民合意ということに関して、不十分さがあるのではないかというように私は思っていて、その質問をするとまた同じお答えだと思うので、反対をしている方の表明、それと賛成している方の表明というのは、今のところ地権者の方々、数名の方の表明しかないのではないかと思うのですが、その落差というか、それに関してはどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

これで最後の質問にしますが、お願いいたします。

委員長：佐藤管理者。

管理者：今、お話をいただきましたけれども、私も今の質疑、どこにポイントを絞ってお話をしたらいいかちょっと整理がつかなくっていますが、反対という意思表示をなさる方々、それは私も感じています。

それは、この間、署名を頂戴してから、どこが駄目だったのですかというお話を伺ったならば説明不足、周知不足という話でしたので、説明会をやりました。

その中の一つの会場、マリアージュのほうに私も行きましたので、マリアージュでの感覚については私も認めています。

マリアージュ以外の会場などについても、全て報告がございますので、そこもす

べて把握しているつもりです。

しからは、その会場にはおよそ不安視する、疑問視する、反対という意思表示を持った方々がほぼほぼ多くいらっしゃって、そこで手を挙げて質問、意見をなさる方というのは不安、疑問、反対というようなお気持ちなり考え方を持った方々が多いと、それはそのとおりだと思います。

そういったような方々が多数を占めている、その会場に、そういった方々が多数を占めているのはそのとおりだと思います。

ただ、その会場にお越しにならない方々ですとか、あるいはその会場にいらしてはいても、正面切って手を挙げて賛成だ、どんどん進めろみたいな話をなさる方というのはそういらっしゃらないと思うのです。

そうしたときにどのようにして賛成、反対を推しはかるかみたいな意味の質疑だったのかなと想像はするのですが、それはなかなか難しいと思います。

その説明会の中でも私がマリアージュの会場で申し上げた記憶がございしますが、なにかリトマス試験紙のようなものがあって、それを何かすれば赤とか青とか明確になって、アルカリ性とか酸性とかすぐに分かるようなもの、そういったものはなかなかないわけですので、そうしたものがない中で私どもが皆さん方の多くの方々の理解、納得、そうしたものを頂戴する努力が必要なので、まさにそれは先ほど申し上げましたけれども、この4年半やってきたことというのはそうした意味でやってきたものだ、このように私どもとしては思っているつもりでございます。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

武田委員。

武田委員：お疲れさまです。

今、話の流れからいくとこれから入ったほうがいいのかなど思ったので、その話をさせていただきますが、まずは今、請願者が請願書とともに署名を添付されたというか出された。

この署名簿の扱いはどういう位置づけになっているのか、この方々が全て請願者なのか、あるいは参考資料としてお出しされたのかについて、これ、大きく論点が変わるのだと思いますよね。

例えば、全ての人が請願者相当とすれば、当然私の認識では直筆が旨として代筆は認められない、ある特定のこと以外は代筆は認められないというように私は理解をしておりますが、参考資料ということであれば、例えば住民合意形成というようなものに照らしてこの扱いはどこの位置に持って行って議論をすればいいのか、これらをはっきりとしておかないとややこしいことになると思いますが、私はその扱いをどういう形でこの委員会が進めているかについてお尋ねをしたいと思います。

委員長：これは委員長に対する質問ですか。

武田委員。

武田委員：いずれ、受理した議長なのか、委員会としてする場合のその位置づけをどうするかということ考えた上で進めているのか、いずれ、その説明はいまだ私たちはい

ただいておりますので、この署名簿の扱いをどういう位置づけで今後も、これまでもですが、今後も議論していけばいいのか、これについて大きく変わりますよ。

論点はその辺に来ていますから。

委員長：佐藤管理者。

管理者：それでは、今お話の中で請願と署名とがあって、同じ方なのかという話もあったのですが、私は請願者の分は拝見はしてございませんので、それが同じ方なのか違う方なのか分かりません。

署名のほう、私どもは当局とすれば署名を頂戴したわけでございますけれども、その署名にありましては請願とは違って法上のものではないという理解でございます、あくまでも任意のものを頂戴したというような私どもとしての、署名に関しては、そういった受け止めであります。

私も署名簿を頂いたものをめくって見ました。

数は勘定したわけではないのですけれども、かなりの部分で同じ方が、署名のほうの様式を御紹介申し上げますと、1つの様式に説明文があって、署名欄がありますけれども、その署名欄のほうは1枚1行に署名用紙については結構な同じ方が書いたのかなと思われるものが多数ございました。

また、その数までは勘定してございませんけれども、そういうように受け止めたところであります。

署名に関しては以上でございます。

委員長：武田委員。

武田委員：当局に上がったものと同じものであろうかと思いますが、私どもは議会としての考え方をまとめて、今後、この委員会でそれらのことについても、それを踏まえて話をしていくということが必要だと思しますので、もし事務方のほうでそういったことについて何か例示などを挙げてもらえれば、挙げるものがあればですし、でなかったら休憩でもして議長のほうからでも委員長、聞いたらどうですか。

委員長：八重樫事務局長。

議会事務局長：広域行政組合議会が受け取りました請願書についてお話し申し上げます。

請願書については会議規則によりまして、請願者が押印しなければならないということも明確にうたっておりますので、署名された方々全員が請願者というような扱いはそもそもしてございません。

請願者はあくまでも請願を出された団体の方々ということになってございまして、添付された署名簿に関しましては参考書類という取扱いでこちらのほうで取扱いをしてございます。

以上です。

委員長：武田委員。

武田委員：ありがとうございました。

そうすると参考というようなものなので、扱いはそういった形での議論になろうかというように了解いたしました。

それでは、私のほうからも少し当局に再度お聞きするということになるかと思
います。

いろいろなところで御説明は尽くしていただいているというように思いますが、
ここは議事録が取れていますので、もう一度、再度お聞きします。

請願者の方々が候補地の変更を求める趣旨についてであります、一つには街に
近い都市計画区域内にあるということが問題だと。

区域内であるけれども、用途指定にはなっていないような話も伺って、そのこと
についての再度お尋ねをしたいと思います。

それから、地域の発展にプラスになるようには思えないということが変更を求め
る中身にそういう思いであるということが話されています。

これまでの管理者の議会での答弁ですとか説明会場でのお話を聞いていますと、
いずれ迷惑施設を造ろうとしているのではないと、それから、地域が廃れるような
施設にするつもりは毛頭ないというようなことをしっかりと言い切っていただい
ております。

その考えというものは、しかるべき思いがあってお話をしていただいたというよ
うに思います。

今後の施策等にどういう展開をして、皆さんが今御心配しているような、地域の
イメージが悪くなって廃れていくのではないかという御心配にどう応えていこうと
しているのかについて御所見を伺えればありがたいというように思います。

それから、署名については今のようにお話がありましたから、参考ということで
ありましょう。

それから、その参考の中に住民の方々には説明不足だというようなお話がありま
した。

この委員会の中でも、今年の2月あたりまで一連の何十回という説明会は了とす
るにしても、3月ですか、そういった説明を丁寧になさいというような附帯決議
案が可決をされたということも併せて、それ以降、説明をほとんどしていないの
ではないかというようなお話もありました。

そのことについて、もう一度、新たな展開はないからだと話はお聞きしてありま
すが、再度、そのことについての説明をお願いしたいというように思います。

それから、もう一つ、この委員会の中では環境アセスメントというようなものは
年度内で計画をされておりましたが、この請願というものが議会に上がってきたこ
とを受けて中止をするというようにお話をいただいております、今でも中止して
いるのだと思いますが、住民の方々がいろいろと心配している中にこれらをするこ
とによって解明されることがあるのではないかと、やったらどうですかというよ
うな議論も、結論としてはまだ出ておりませんが、あったところでございます。

したがいまして、私はやはり住民の方々が御心配なさっていることの一つでも二
つでも明白になることがあれば、私は今年度内の事業として進めるべきではないか
という立場でお話を申し上げたいと思っております、所見を伺いたいと思います。

以上です。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : 署名をいただいた側の署名の趣旨の部分ですね、今お話、御紹介いただきましたような都市計画のことですとか地域の発展の阻害でありますとか、そういったように考えております。

今、武田委員からお話のとおり、恐らく根底にあるものとすれば、その署名を出された皆様方は、恐らくその最終処分場というものが危険な施設で、大変な迷惑施設といえますか、そうしたものだということなどが前提としてあるのだろうと、これは説明会を通じてもやり取りの中で感じましたし、そういったような認識の下にその署名のほうの説明文もあったような気がいたします。

私どもは全く危険な施設であるとか迷惑施設であるとか、そういったような思いはございませんので、それはその説明会の中でもありましたが、何で町場につくるのだというような話がありました。

山の中にあるべきだという話もいただきました。

そこは多分違うと思うのですね。

つまり、当組合が管理をしております最終処分場は花泉と舞川と東山とありますが、確かに何を持って山の中というか、山の奥というかは別としても、確かに町場ではございません。

山の深いところにあるのはそのとおりであります。

これも説明会の中で申しましたが、現在の施設を建設する頃の昔は確かに中間処理施設でありますとか最終処分施設でありますとかといったものは世間的にも、恐らく住民の皆様方的にも、あるいは全国的にもそうしたような評価、受け止めがあったのだらうと思います。

ですが、現在、そうした中間処理施設、あるいは最終処分場といったものがどういったところに立地をされているかと、建設をされているかということを見ていると、全くそういったものではないということが言えるわけでありませぬ。

したがって、まずは建設するに当たっては安全ということは現在の技術がかなり確立されてございますので、そうしたものによってかなりの不安が緩和されてくると思います。

それから、地域の発展の妨げになるというお話でございますが、その部分に関しても払拭できると私どもは思っておりますし、そのような施設をどこであれ建設するつもりはございません。

これもまた地域振興の妨げにならないというようなことの一つとして何かというようなお話がございましたけれども、かつての施設は確かに山の奥の深いところにあります。

したがって、その場所なり何なりを皆さんが何かほかのことに利用するということは、まずなかなか考えにくい場所でありました。

しかし、今回の千厩北ノ沢にありましては、自然の沢地を利用しての埋め立てですけれども、その実際の埋立てがされる場所というのは近場の市道からは全く目に入らないところであります。

なおかつ、埋立地の手前には覆土置き場でありますとか、そうしたものが必要でありますので、一定のストックヤード的なものが、土地が必要になってきます。

若干、その手前のところに関しては市道からは目に入るのですけれども、さらにその部分までのアプローチに関してもだいぶ農地がございまして、そうしたところを私どもは利用できないかと思っています。

何に利用するかというと、これも申し上げましたけれども、緑地広場みたいな、緑地公園のようなものを整備ができるのではないかと、そういったところで、これもマリアージュの会場で私も申し上げましたが、例えば親子連れの皆さん方がそうした手前の市道のすぐ脇のところではバーベキューをすとか、そういったことが可能なような土地利用ができます。

これは、以前の迷惑施設は山の中にといい発想からは出てこない話であります。

そのように技術的なことも進歩いたしましたし、あるいは全国的な例を見ればそうした中間処理施設、最終処分場に対する評価、認識といったものが改まってきております。

ですから、そういったことも今回、11月にやった説明会のみならず、その4か所から1か所に絞る説明会においても、そういったような考え方を申し上げてきました。

ですが、今の現状はそういったところであります。

それから、2つ目であります。説明不足というようなことで、そのお話の趣旨とすれば少し私は分かりませんが、説明を、例えば私ども、二元代表制という意味で申し上げれば、当局があつて議会の皆さん方があつて、組合議会の中ではそれぞれ一般質問という場がございまして説明をしてまいりました。

市議会、町議会という別の構成団体のそれぞれの議会がありますけれども、そこに関しての説明といったものも、これはその状況の中でいわゆる議員全員協議会という形の中で4か所に選ばれたこと等々についても説明を私どものほうからお願いをしてやってきたのですけれども、現在、4か所から1か所に絞り込んだ、あるいは現在やっている事柄、そこら辺についてはまだそういった説明の機会といったものは確かにございませんので、御要請があれば私どものほうから市議会、町議会に対して現状なり考え方なりを御説明申し上げるといったことも一つなのかなと、このように思います。

それから、もう一つであります。アセスメントの話がございました。

アセスメントに関しては、弥栄のほうの中間処理施設の分についてはもう既に進めてございます。

ただ、一方の千厩北ノ沢を対象としたアセスメント、それからアセスメントのランキングの精度が違うのですけれども、法的な位置づけとすればかなり違ひまして、

中間処理施設である弥栄のほうはかなり高度なものといえますか、シビアなものがありますけれども、そういったようなものをそもそも求められていない最終処分場でございますので、ただ、そういったものは予定をしておりますが、その前段階となる様々な基本的な部分の基本計画ですとか設計ですとか、そこら辺も行った後でないとアセスメントには至りませんので、千厩北ノ沢の分についてはまだそこには至ってございません。

そこは中止をしていたとか勉強していたとかではなくて、その前段の準備がまだ整っていなかったのですけれども、もう発注的なところでできてきましたので、ただ、そこに署名というようなことがございましたから、そこは少し見合わせたとなりました。

そんな状況でございますので、いずれ私どもとしては請願に対する審査の結果といったものが出ましたら、アセスメントについてはぜひやらせていただきたいと思っておりますし、そうしたことをやっていく中で疑問、不安に思っている事柄についても一つ一つでも解明されていくと、物理的な、客観的な物事を持って解消されていくのではないかと、それは理解につながる、結びつくことになるのではないかと、このように思っている次第でございます。

委員長：そのほか。

武田委員、3回終わりました。

武田委員：さっきの確認を。

委員長：時間の制限がありますので。

武田委員、3回ですから終わりにしてください。

ほかの人も質疑やりますので、時間が午前中しかない就先ほど申し上げましたので、そのほかの方、質疑ありませんか。

武田委員：少し答えが違っていたのでお話ししたいのですけれども、いいですか。

委員長：委員長の許可を得てから発言してください。

委員長は許可しません。

次の質疑の方ありませんか。

那須委員。

那須委員：私はこの間、委員会としてしっかり組合当局の方に確認した上でこの請願に対して判断をしたいという思いから、少し時間をいただきながらこの間、特別委員会でもお話をさせた経過もございました。

そうした中で、そういった意味でこの確認する意味でのお話をさせていただいたのですが、いずれ、9月26日、請願の提出にあつて、受理した上でその後説明会、第7回の住民説明会が行われ、その後、特別委員会も何回か開かれたという経過の中でございますが、一つにはその説明会の御認識につきましても、今回の説明に当たっては理解を十分得ている状況には届いていないというような話も前々回の委員会の中で話されました。

その中でお話しした部分でございますが、事務局長からの話だったと思っております。

れども、新たに説明する素材というものはないが、今後理解を深められるような説明をしていく必要があると、まさしくそのとおりだと思いますけれども、そこで、この新たに説明する素材がないという状態であれば、何を持って今後、こういった素材を持って住民の方に説明していくというように考えておられるのかということも1点、質問させていただきたいと思います。

それから、スケジュール的なところでございますが、これは住民説明会でも住民の方々に議会のほうも説明をいただいているのですが、整備基本計画、いわゆる年次計画、これの稼働予定について、今の状態が3つの最終処分場、令和8年度で満杯になるという計画の中で令和8年度中には稼働したいというようなお話がありました。

そこです、いわゆる稼働予定の令和8年度中という判断のところですが、これも説明会でも出ましたが、新プラスチック法、この4月に制定されました。

その中で、そのプラスチックについては事業者が回収する等々、いわゆる今現在の最終処分場に対して処分する量が、その辺がよく分からないのですが、かなり減ってくるかなと、そうしたことからすると令和8年度の満杯になるという予定が延びるのかどうか、そうした上でこの最終処分場としての判断の今の段階で説明されております令和8年度中の稼働に余裕があるかどうかという点、スケジュール的なところのことも含めお話をさせていただきたいというように思います。

それから、この間、請願を受けてから今日までの中で、それこそ請願につきましては千厩地域の子ども達の未来と環境を守る会のほうで提出されておりますし、この間、千厩地域の未来を考える青年の会という若い方々の組織が結成された旨、私のほうにもそういった意見書が届いておりました。

11月18日と12月22日、最近でございますが、2回にわたる意見書ですけれども、これにつきましては管理者のほうにも届いているかと思えます。

この子ども達の未来と環境を守る会というのは、千厩のまちづくりを機に考えているというようなどころの中で、我々がやはり判断する上で当局、管理者の市長の意見書に対する御所見があれば、ぜひお聞きしたいと思いますが、その3点についてお願いをいたします。

委員長 : 委員長から申し上げますけれども、この問題の質疑の取扱いは大変難しいのですけれども、さっき冒頭に申し上げましたように、請願を採決するに当たって、確認したいことということで質疑をいたしていますので、もう一回、皆さん、その辺を踏まえての質疑をお願いしたいと思います

ただいまの質問に対して管理者のほうから答弁をお願いします。

答弁できるものだけで結構です。

管理者 : 3つの事柄の質疑があったかと思えます。

一つは説明会の受け止めみたいな話、2つ目は最終処分場の埋立ての残余の見込みみたいな話ですか、スケジュールと、あとは地元の団体からの意見書の件だと思います。

2つ目の最終処分場の埋め立ての状況と申しますか、これから先の整備のスケジュールの予定だったり、そこは実務的な、事務的な話ですので、この後、事務局長のほうからお話をさせていただきます。

私からは冒頭の説明会のこととその意見書の件について、今、暗算でお話しできる分だけお話し申し上げます。

説明会については、千厩地区で追加的に行いました11月の説明会の内容について、恐らく前回の特別委員会の中で事務局長に出席要請があって、そこの中では理解を得ているというような状況とは言いにくいといったような旨の発言があったかと思えますけれども、先ほど菅原委員のお話があったときに申し上げたことと同じでございます。そもそもが建設候補地の変更を求めるといったような趣旨の署名が私どもにあって、それを受けた際に何が駄目だったのですかと聞いたら、説明不足、周知不足だというお話があって、したがって、追加的に行った説明会があって、そこで説明会をしたわけですが、会場にお越しになった方々というのはおよそ不安なり疑問なり、あるいは反対といったお考えなり、そうしたものを持った方々が多数いらっしゃるし、その場で挙手をされて、質問、御意見をお話しされる方も、そういった方々からのものがほとんどでしたから、そうした局面だけを捉えれば、先般の説明会において理解を得ていると、皆さん方からの理解を得ているというような状況とは言いがたいといったことは、これは至極当然の話であります。

ただ、先ほども菅原委員の話にもお答えしましたが、そもそもその会場にいらしていない方々もかなりの方々がいらっしゃるでしょうし、会場にいらしても、その場で進めてほしいとか賛成といったような類の発言をする方は少ないというのは、これは自然なことなのかなと思っております。

次に、意見書の話でございますが、意見書に対する受け止めということでございますけれども、私は一つのほうを拝見しました。

まだ拝見していないものもございまして、いずれ、これも組合議会で先の9月定例会の場で書面を受けたときのその受け止めといったことは何だとお話ございましたので、そこでこんなことを申し上げたのですけれども、私どもとしてはきちんとしたことをきちんとやってきたつもりだと、そこところが御理解いただけなかったものであって、とても驚いたと、また、非常に残念であると、そして、とても困惑しているということを申し上げましたけれども、その意見書に記載している中身につきましても、ほぼそういったような案件からのお話でございましたので、今申し上げた、とても驚いた、残念だ、困惑していることについては同様でございます。

以上です。

委員長：佐藤事務局長。

広域行政組合事務局長：最終処分場の残余量の御質問がございましたが、先の12月2日の委員会の際もお話をさせていただいておりますが、最終処分場につきましては令和8年度中にはいっぱいになるという今の予定であります、今後については現在行っ

ている焼却灰のセメントの原料化、年間3,000万円ほどかかっていますが、これを継続していくという前提、または花泉の清掃センターについてはいっぱいになりまして、搬入停止の状態であります。

東山清掃センターがいっぱいになった場合に舞川清掃センターに持ってくるというように前提でございますけれども、現在詳しく精査しているものではありませんが、ちょっと感覚的な部分になってしまいますが、数年程度というお話をさせていただきましたが、二、三年程度は延びるのではないかと考えてございます。

ただ、整備スケジュールにつきましても生活環境影響調査などまだ行っていないというような状況もございます。

二、三年延びると言いますが、余裕があるというような状況ではないというように考えてございます。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : 今の局長からの発言の分、補足といいますか、若干加えさせていただきます。

2つの条件を申し上げました。

つまり、セメントの原料化ということはこの先もずっと続けていくという条件が1つ、加えて、今、東山の最終処分場に埋めているものを舞川にという話をしますが、それは私どもとして決めていることではございませんので、そうしたことをした場合にというような条件づけでございますので、それはままとった、方針化したものではございませんということをつけ加えさせていただきます。

委員長 : 那須委員。

那須委員 : スケジュールの件と管理者としての所見については理解をさせていただきました。

お話の中の新たに説明する素材という話で事務局長がお話ししたものですから、私は素材というものが無いけれども、理解を深められる説明をしていくと言いつつながら、今までのプロセスだけの説明を繰り返していたのであれば、今後進めていく中での住民理解というのはできないのかなと判断する中で、当局が考えている新たに説明する素材というのは具体的にどういうものをもって、その素材を持って住民の方々にお話しすれば理解できるのかというような判断のことなのか、素材というのは具体的に何かというところを一つ確認させていただきたいということと、あとはスケジュール感のところからすると、二、三年、余裕という形ではないが延びる可能性があるというようなところにつきましても理解いたしましたので、その素材について確認をさせていただきます。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : 新たに説明する素材なり事柄ですけれども、まず先般、千厩地域の会場で追加的に行った説明会については、なぜその署名が出てきたかと、いただいたかと、知らなかったかもしれない、知らなかった、説明不足だった、現に会場で説明をしていたときも全く知らされていなかったという話でありました。

つまり、知らなかったのですから知っていただくということが必要だと思います。

今、那須委員からは、これまでと同じ説明を繰り返してもというお話でありましたが、御存じなかったということであればちゃんと説明をさせていただいて知っていただくということがまず私どもとしては必要だと思います。

知っていただく中で、理解していただけるものもあるのではないかと考えています。

さらに、もう1点、加えて申し上げれば、先ほど武田委員からのお話の中でも申し上げましたが、生活アセスメント調査といったものを行います。

それは、その一定の区域において一定の行為をした場合にどのような生活面への影響があるかないかといったものを確認的に行うものであり、そこによって明らかになるものがあれば、それをさらに具体的客観性を持って理解、納得していただけるものになるのではないかとこのように思っている次第であります。

それから、二、三年の話であります。今、現場を預かっている事務局の方から、これは感覚的なものとして二、三年後というお話をいたしました。先ほど事務局長から説明がありましたように、二、三年というのは余裕のある期間ではございませんで、今、現時点で既に遅れていますから、その二、三年という余裕分というものはあるようでないようだと、そのように御理解をいただいたほうがいいのかと思っております。

以上でございます。

委員長：那須委員。

那須委員：最後ですので、私も新たに説明する素材というこの中に、いわゆる生活環境影響調査ですか、いわゆるアセスの関係、その結果なりそういった内容を調査するというのを説明していく中で市民の方にも理解を、そういったアセスの中でも理解いただけるという判断ということで、これを確認してよろしいですね。

その確認でした。

オーケーということで終わります。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

岩淵典仁委員。

岩淵（典）委員：では、私のほうから、管理者が正午までということなので、そちらの焦点を絞って行いたいと思います。

まずは今回、請願審査ですので、前回の審査でも今回の請願の妥当性と実現性について、その2点の視点からお尋ねいたします。

まずは妥当性についてですけれども、まずは一般質問で私やっけていまして、答弁をいただきましたけれども、今回の署名でもとても驚いて非常に残念で困惑をしていると、知らない人がいるので今回は説明会をして理解を深めていくということで説明会をされたと思うのですが、まず1点目は、先ほど答弁にもあったのかもしれませんが、ぜひ管理者として今回説明会、私も5回も全て行かせていただいて千厩での、マリアージュでの管理者の答弁も聞きました。

それも含めて、管理者自体が説明をしてどの程度理解が深まったというように認

識をしているのかというのをまずお尋ねします。

もう1点は、先ほど妥当性のところで言うと、管理者は一関市長でもありますけれども、一関市の課題として、これは平泉町もそうだと思うのですが、人口減少が最大の課題であると、今後は若者と女性活躍が必要だということで政策、事業を展開されています。

そのような中、今回、千厩の方では、最初は子ども達の未来と環境を守る会ということで、比較的年齢の高い方々が中心になりながら進められた会ではありますが、その途中の中に11月ぐらいから、先ほど那須委員も言いましたけれども、千厩地域の未来を守る青年の会という方々がいろいろと説明会でも発言されていますし、先ほど言ったように意見書も提出をして、何とか自分たちの思いを市長に聞いていただきたい、若者の意見として、女性の意見として聞いていただきたいということでやられたと思いますが、この点について、大切なのはこの請願の採択、不採択の後のまちづくりの上ではここら辺の部分をどのように捉えて進めていくかというのがすごく重要になってくると思いますが、その請願審査をする上でこの採択、不採択にする上での妥当性という意味でこの点についてどのように考えているか、まずお尋ねいたします。

実現性についてお尋ねいたします。

先ほど那須委員からもありましたスケジュール感は分かりましたが、この請願を実際に採択をした場合は変更になるわけでありますから、そうするとその変更が実際にできるのかどうか、つまり実現性があるのかどうかという審査をしなければいけないという点から、先ほどスケジュール感で二、三年は時間感覚ではあると言いましたけれども、説明会の中で管理者は、もし今回の議会で請願が採択された場合はゼロベースで考えていくということを答弁されていました。

これは一般質問でも同じように、我々議員から何名か、議員としては4候補地のところに戻るとというのが提案でしたけれども、今回はゼロベースということの説明の中で言われていましたが、実際にこの部分が、この請願が採択された場合、実現性があるのかどうかについてお尋ねいたします。

委員長 : 佐藤管理者。

管理者 : 大きく2点。

説明会でどの程度理解が進んだかというお尋ねがございました。

それは私が行ったマリアージュ会場もそうですし、私が行っていない他の会場についても報告を受けてございますので、先ほど申しましたけれども、少なくとも会場にいらしている方々は反対と、見直しを求めると、そういったような方々がほとんどでございますから、その場で発言をされたことについては、そういったような趣旨からの御発言が多いですから、その部分だけを聞かせていただければ、おいでになった方で、かつ発言をされた方々は理解、納得したものというようなことはいかないのではないかと考えてございます。

それから、まちづくりの妥当性というような意味でありましたが、まちづくりと

いったものはどのようなものを指すのか、地域の振興発展みたいなことを言うのか、あるいはまちづくりにおける理解、合議体の話をおっしゃるのか、ちょっとそこは分かりませんでしたので。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵（典）委員：若者と女性の意見に対してどのように考えられているのかということです。

委員長：佐藤管理者。

佐藤管理者：その意見書というペーパーで頂戴したのはその若い方々と言われる方々のは拝見いたしました、それについては先ほど那須委員の御質問でお答えしましたとおり、申し上げました。

千厩地域の発展、振興というような文脈もあって話をされているというものですけれども、そこに関しては先ほど申しましたとおり、私どももそもそもがどこかの建設地の振興、発展を阻害するようなものを造るとは全く思っておりませんので、もしそういったような施設建設を機として、そういった施設建設から出てくる様々な余剰分というのがあるはずですから、そこを最大限に生かして、その当該地域を含む市民、町民の皆様方の利便に供すると、もちろんこれはあるわけであります。

それが例えば中間処理施設である場合ですとか最終処分場である場合でありますとか、その立地がどういったような状況の中で行われるかと、その立地条件によってもその物事の具体的なファクターが違ってまいりますので、それに即して考えていくわけであります。

最終処分場に関しては、先ほど申しましたように、そうした手前側の場所、エリア、それについても一体的な開発を行って緑地とか緑地公園とするなどはないかとむしろ思っている次第であります。

それから、もう一つは、ゼロベースでと、それは請願が採択となった場合に実現性はあるかといったような話でございますが、私が申しましたのは、そもそも今回の私どもにその署名があった中、あるいは説明会の中で、あるいは以前に頂戴した質問書ですけれども、その中では、やはり学校からの距離でありますとか都市計画区域との関係ですとか、あるいはその地元から情報提供ですとか、そうしたところが具体的な事柄としてありました。

それらについては、全て4か所を選ぶ段階、専門家が、いわゆる選定委員会によって4か所を選び出す段階の中での距離の関係、300メートルの基準ですとか項目ですとか、あるいは都市計画区域のどの部分を、用途地域のところを除外するとか、あるいは情報提供の扱いをどうするとか、それは全てその4か所を選ぶ段階のものでありますから、4か所からやり直すというのはむしろ論理としてどうなのかといったところを私どもとしては疑問に思っております。

したがって、その4か所を選ぶ中のさらに都市計画区域の扱いですとかは、4か所を選ぶ、さらに詳しく申し上げれば、第1次選定、第2次選定、第3次選定とあるのですが、第1次選定です。

つまり、全く4年前にやった状態のところからやり直すこととなりますから、私

としては本当の意味でのゼロからやり直さないと、論理的な欠落を起こすのではないかとということでもって申し上げてきた次第であります。

ですので、どのぐらいかかるかなれば、それは4年かかってきたものをもう一回やり直すとすれば4年かかるのが普通でありますので、そういったことで御理解いただきたいと思います。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵（典）委員：それでは妥当性の部分からであります。今回の請願の趣旨を見ていくと、確かに街に近いであったり地域の活性化につながらないであったり、それをもってしてそういう人たちの署名を集めているわけですが、これらを持って、言いたいのは変更してほしいということなのです。

今回の説明会をしていけば、管理者は最初驚いて困惑しているけれども、知らなかった人に説明していけば賛成してくれる人がいれば驚きもしないし、残念とも思わないし、困惑もされないのだと思うのですが、私が見た限り、その説明会で一生懸命管理者が説明されていましたが、そういったものは図られているように見えませんでした。

大切なのは、先ほどちょっと那須委員も言われましたけれども、今後もしこれを進めていく上でどのようにこういった会の方々、そしてそこには若い方々もいらっしやって、どのように進めていくのが全くもって特別委員会の中でも、こうだったらこう進められる、もしこれが採択されなかった場合に進めていけるのだなどというものがあれば妥当性がないと言えらると思うのですが、それについてどのように説明していくのか、理解を深めていくのかというのを再度お尋ねいたします。

実現性についてですけれども、一つは今回の請願に関して審議をしながら、例えばゼロベースで考えていくという手と、これは可能なかどうかぜひお尋ねしますけれども、この計画を進めるのと同時並行しながら、例えば、あくまでも今は候補地だからお尋ねするのですけれども、もう一つの、一つは一般廃棄物処理施設はある程度賛同が得られているとした場合に、そこを一つの基準としながら、そこからの今度は距離だったり住民が住んでいるかどうかだったり、そういったものを含めた最適な候補地の検討というものも進めるというものが可能なかどうかというものをお尋ねいたします。

委員長：佐藤管理者。

管理者：最初どのように理解を得ていくかという話でありましたが、先ほど具体的な事柄とすれば生活アセスメント調査になると思います。

それは大気ですとか騒音ですとか振動ですとか水質ですとか、いろいろな事柄を、これは当然地元の皆さん方にも御協力をいただかなくてはなりません、機械を設置いたしますので。

そうしたものも御協力いただいた上で、その測定結果ですとか、そこから予見される事柄ですとか、そうしたものを御説明していく中でこれを理解いただけるのではないかと。

理解というよりも、一つ一つ疑問に思っている事柄に対して具体的に客観的な物差しでもって答えが出てくるということですので、そこはぜひ皆様にも受け止めていただきたいと、アセスメントの結果というものはそれはそれでもって予断を持たずに受け入れていただければありがたいと思っております。

もう一つは、そもそもがそうした施設が、先ほどもどなたかのお話で申し上げましたが、大変危険な施設で、それがあるとその地域の発展の阻害になるというような、そうした嫌悪施設であるというような、その前提です。

これは確かに以前はそうだったかもしれません。

ですが、今はそういったものではないといったこと、これもやはり「知らなかった」に対して知っていただくことはほしいのかなと思っております。

他の例なども現実に御覧いただくことは、そうしたことはよろしいかなと。

あるいは実際にそこに足を運ばなくても、そうしたほかの例なども御紹介、話していくのはいいのかなと。

千厩地域の将来のために、あるいは子供たちのためにというようなお話ですが、どのような施設がこれから先の時代として一番いいのかと、そうしたものをどのようにして私どもが日常、毎日の生活から出てくる廃棄物、このようなものを処理していくプロセスの中で理想的な中間処理といったもの、あるいは最終処分といったもの、そこから我々の日常生活がどのように成り立っていくかと、それによって廃棄物処理といったことを数字で、いわゆる嫌なものをよそに持っていくということではないこれからのまちづくり、地域づくりといった観点での御理解をいただければと思います。

それから、やり直した場合にという話でした、可能かという話ですが、それほどまでを理論的によしとするかは2つあると思います。

それは仮にやり直しをした場合に、そのやり直しをする理由、根拠は何かという話です。

300メートルということであれば、300メートルを否とする根拠、そして、ただいまお話の中では1キロメートルとか500メートルとか、いろいろな話がありましたが、それはどこから出てくるのかなということが私は分かりません。

ですので、それはそれで、そういった理屈を立てなければいけないと思っております。

感覚的なものは確かにあると思いますよ、感覚的なもの。

現実、最終処分場の300メートルという基準は、法令では、制度としてはないものを300メートルといったものをつけました。

それは単なる配慮という話です。その配慮の幅をどうするかといったところについても欲しいと思います。

もう一つは、仮に300メートル、例えば公共施設ですとか文教施設からの距離だけで申し上げれば、300メートルを1キロメートルにしましたと、そして1キロメートルにしたときに今度はまた別な4か所、別な何十か所、別な何百か所が出てく

るのですね。

そこからまた絞り込みして行って、またどこかに決まったとします。

そこの方たちに対して、どこか違う1か所に絞られる、その方たちに対してきちんと説明できることが欲しいと思います。

そうしたことがないと、こうした施設の建設に際しての説明といったものはなされない、私どもはそういったこともきちんと説明するために、そのような事柄を進めてきたつもりでございます。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵（典）委員：では、最後ですけれども、最後のほうは実現性からですけれども、最終的な説明する内容、根拠は、やはり住民合意がどういう住民合意かと言われていたけれども、少なくともこういった署名活動であったり、説明したときに、そうだったのか、そうなのですねと理解が深まる説明会であれば、私はその部分は進めていける材料になるのではないかと。

恐らく管理者はそういったものも理解をしながらも今回説明に入っていて、だから困惑をしていくのだと思うのですが、私は住民の理解、もしくは納得、むしろそういうものが、行政が思うものを住民の人たちがそうだなと思えるような形の説明会にしていかなければ、どこの場所になったとしてもそれについてはやっぱり納得はできないのだと思います。

ですので、今後、私は今からでもだと思えますけれども、ぜひ、またその辺、ゼロベースに戻って、これは請願とは別に管理者のほうにも変更を求める署名が来ているわけですから、ゼロベースに戻ったやり方をぜひ進めていただきたいと思っています。

もう一つは、今回のやはり若い人たちとか女性の人たちが立ち上がって、自分たちのまちをこうしていきたいという思いがあるということも人口減少であったりとか、自分たちのまちに対するプライドを持つであったりとか、それは常に一関市長、管理者が一関市長の中で言われていることだと思うのです。

それが、今、成し遂げていないというように、それに対して疑問に思っている方々、不信に思っている方がいらしている、私はそれはすごく残念、逆に残念だと思えます。

ですので、その人たちにきちんと、やっぱり最後の最後まで納得、理解を進めていけるようなことをぜひ考えていられるのかどうか、その点について、最後、進め方についてお尋ねいたします。

委員長：佐藤管理者。

管理者：一つだけ申し上げます。

私は今回の候補地選定の以前、以前というのは前管理者が市内の狐禅寺地区といったところに建設をしたいという表明をして、そこで取り組んできたときから、立場は違いますが、関係してきましたし、担当者としてもやってきた次第です。

そこに関しては、狐禅寺地区のことに限っては、これも4年という歳月を経て変

更になったわけでありませけれども、それを受けた当時副管理者の私としては、あのようなことにだけはならないようにしてやってこようと思って進めてきました。

それは何でかと言いますと、そのためには何があればいいかという、一つ一つやっていくことであります。

初めからどこかに決めるということではなくて、この一関、平泉全域の中からどこか1か所に造らなくてはいけないと、そうしたときに進め方もありますし、どういったようなことを聞かれても、どういったところをちゃんと説明できるかも、そしてそのプロセスについても一つ一つ丁寧にやっていくと、それをとにかくこの4年半やってきたつもりであります。

ですので、また今、岩淵典仁委員からはもう一回ゼロベースからという話がありました。

そのゼロベースといったものが果たして時間的に物理的に可能なのかどうかといったところは、これは少し疑問がございますけれども、仮にそうした、それはそれで議会の皆さんがお決めになることでありますから、請願に関しては、いずれ私もとしては、どこになろうともきちんとしたことをやっていくと、これしかないわけであります。

そうしたことでやってきたこの4年間であったので、先ほど説明申し上げました。

これ以上のことを申し上げるとまたあれでしょうから、お話しはいたしません。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

岩淵優委員。

岩淵（優）委員：1つは、11月の第7回の説明会の資料の中に最終処分場の整備基本計画の年次計画というのがございました。

これに対して、この11月の7回目の説明会を受けて見直しをする予定があるのかなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長：佐藤事務局長。

広域行政組合事務局長：説明会のときにお話をいたしました年次計画、これについては計画策定時点、3月末の時点のものということで説明をさせていただいております。

これにつきましては、当然いろいろな手続、説明会、そういうような状況、今回は生活環境影響調査などについても作業的には計画どおりには進んではおりませんので、今後の状況にもよりますが、このとおり進むというような状況ではないのかなとは思っております。

委員長：岩淵優委員。

岩淵（優）委員：そうした中で、スケジュール、多少見直しは多分あるのだと受け止めたんですが、これからのこの計画の中で、反対、賛成様々な声がありますけれども、市民の皆さんの声がこの計画に対して反映させることができる、そういう場面といたしますか、そういうチャンスというのはあるのでしょうか。

委員長：佐藤事務局長。

広域行政組合事務局長：この計画については一旦決定したものであります。

今後、先ほど申し上げました環境アセス、生活環境影響調査などについても説明会を行いますし、縦覧公告などの手続もございますので、その際に御意見等は頂戴できるというようには考えてございます。

委員長：岩淵優委員。

岩淵（優）委員：そのアセスの中で御意見もいただけるというのは教えていただきましたけれども、意見を述べられる市民の方々を選任するといえますか、それはどういうイメージになるのでしょうか。

そこを少しお聞きしたいと思います。

委員長：佐藤事務局長。

広域行政組合事務局長：こちらについては対象を限定するというものではございませんので、どなたでも御意見を頂けるというような手続をする予定にしております。

委員長：そのほか質疑の方ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

管理者におかれましては、お忙しいところ御出席を頂きまして、ありがとうございました。

休憩いたします。

（休憩 11:57～11:58）

委員長：再開します。

当局への質疑が終わりましたので、討論、採決に進むわけですが、審査の進め方について御意見がございましたらお願いいたします。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：ないようですので、以上で意見交換を終わります。

それでは、これから討論を行います。

討論の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：討論がないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、これより請願第1号の採決を行います。
千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : 委員長、その討論というのは、これからの進め方に対する討論ですか。

委員長 : この請願に対する討論です。

それでは、この採決は起立により行います。

請願第1号、『新最終処分場』建設候補地の変更を求める請願を採択することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 : 起立少数。

よって、請願第1号は、不採択とすべきものに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩いたします。

(休憩 12:01~12:02)

委員長 : 再開します。

ただいまお手元に請願審査報告書案を配付いたしました。

請願審査報告書については、ただいま配付した報告書案のとおりすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

ただいま決定した請願審査報告書について、誤字、脱字等その他整理を要するものにつきましては、その整理を正副委員長に一任願います。

以上をもちまして、請願審査特別委員会を終了します。

御苦勞様でした。

(終了 午後0時3分)